

肝臓専門医の申請を希望される先生方へ

新専門医制度では、肝臓内科領域は消化器内科領域の補完領域と位置づけられており、消化器病専門医取得後に肝臓専門医を取得するという制度に最終的には落ち着く予定です。しかしながら現時点(2024年12月現在)では、もう一つの消化器系補完領域である消化器内視鏡領域との並行研修(2つを並行して行うこと)について専門医機構と詳細を審議中です。そのため過渡的な対応として、2030年度肝臓専門医認定試験までは現行の制度に基づき、専門医の申請を受付けます。下記にその要点をまとめました。

なお、下記の期間以降は新制度での受験となりますので、可能な限り2030年度までの受験をお勧めします。

医籍登録日が2023年以前の医師免許を取得し、2025年から2030年に受験される先生方

以下の条件(現行制度)を満たすことで受験が可能です。

肝臓専門医申請条件

次の各号の条件をすべて満たすことが必要です。

- ① 日本国の医師免許を有し、医師としての人格と見識を備えていること。
- ② 申請時に本学会の会員であること
- ③ 日本内科学会認定内科医、日本内科学会総合内科専門医、日本内科学会内科専門医、日本外科学会外科専門医、日本外科学会外科認定医、日本外科学会認定登録医、日本小児科学会小児科専門医、日本医学放射線学会放射線科専門医、日本医学放射線学会放射線診断専門医、日本医学放射線学会放射線治療専門医のいずれかの資格を有すること。
- ④ 2年間の初期研修を修了後、日本肝臓学会認定施設、同 関連施設、同 特別連携施設または日本消化器病学会認定施設、同 関連施設、同 特別関連施設で、別に定める『肝臓専門医研修カリキュラム 平成24年改訂版』に沿って、5年間以上の肝臓病学の臨床研修を修了していること。但し、このうち少なくとも1年間は日本肝臓学会認定施設、同 関連施設、同 特別連携施設で臨床研修を行うことを原則とします。
- ⑤ 日本肝臓学会主催の教育講演会を1回以上受講していること(受講証明書の提出が必要です)。
- ⑥ 申請時において、受験当該年度までの年会費を完納していること。

注釈

1. 上記の条件をすべてクリアした時点で、2030年度肝臓専門医認定試験まで現行制度のもとで、肝臓専門医資格試験の受験申請を行うことが可能です。この時期を過ぎますと、新制度に移行します。
2. 肝臓専門医資格試験に合格すると肝臓専門医の資格を取得することができますが、この時点では学会認定機構承認肝臓専門医です。5年後の第1回目の専門医資格更新時

に、学会認定肝臓専門医から最終形である機構認定肝臓専門医へ移行する方向で検討中です。移行のための詳細な要件は、今後専門医機構と協議の予定です。

3. 現時点(2024年12月現在)では、専門医機構との協議は基本領域を内科に限定して行なわれています。今後も日本肝臓学会は専門医機構と協議を続けますが、内科以外の基本領域を有した肝臓専門医資格は、新制度においては将来的には学会認定機構承認肝臓専門医という資格になる可能性があります。
4. 一方、専門医機構は既取得の専門医が消失することはないと明言していますので、肝臓専門医を現制度で取得された先生方につきましては、基本領域にかかわらず更新条件をクリアいただければ、専門医を更新することが可能です。
5. 今後、専門医機構との協議内容が確定した時点で、肝臓学会ホームページにすみやかに公示しますので、ホームページを随時確認してください。
6. J-OSLER-H に研修中に経験した症例を登録することが可能です。